明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三）　一
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**三〇～三六）　九
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三七～三九）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同四〇～四二）　一〇
○特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針を改正する件（**文部科学**九）　三
○特定中性子線施設の共用の促進に関する基本的な方針を改正する件（同一〇）　四
○史跡に指定する件（同一一）　五
○名勝に指定する件（同一二）　五
○天然記念物に指定する件（同一三）　五
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一四）　五
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一五）　五
○史跡に地域を追加して指定し、一部の地域を解除する件（同一六）　五
○史跡に地域を追加して指定する件（同一七）　五
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一八）　五
○名勝に地域を追加して指定する件（同一九、二〇）　五
○記念物を登録記念物に登録する件（同二一）　五
○文化的景観を重要文化的景観に選定する件（同二二）　五
○重要文化的景観に地域を追加して選定する件（同二三）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二五
会社その他
会社決算公告　二六

省　令

○文部科学省令第三号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣　髙木　義明

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第四条第三項第五号」を「第四条第三項第六号及び第十六条第四項第九号」に改める。

第四条の見出しを「（特定先端大型研究施設の設置者が作成する実施計画の記載事項）」に改め、同条第三項第一号中「建設」の下に「及び維持管理」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第三号及び第四号を削除し、同項中第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　中性子線共用施設の運転に関する計画

第四条第三項第三号の次に次の二号を加える。

四　中性子線共用施設の利用条件に関する事項

五　利用促進業務（法第九条第三項において準用する同条第一項の規定により、日本原子力研究開発機構が行わないものとされた業務を除く。）に関する次に掲げる事項

イ　中性子線共用施設を利用して研究等を行う者の選定における次に掲げる事項に関する基本的な方向

(1)　中性子線共用施設を利用して重点的に行うべき研究等の分野に関する事項

(2)　基礎的、応用的及び開発的な研究等に対する中性子線共用施設の利用時間の配分に関する事項

ロ　中性子線共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する計画

ハ　中性子線共用施設の利用時間の設定に関する事項

ニ　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する計画

ホ　利用支援業務の実施に関する計画

ヘ　利用支援業務を担当する者の資質の向上のための措置その他利用支援業務の充実のための措置に関する事項

第六条第一項中「特定放射光施設」の下に「又は特定中性子線施設」を加え、同条第二項第六号中「特定放射光施設」の下に「又は特定中性子線施設」を加え、「第一号及び第二号」を「各号」に改め、同条第三項及び第七条第一項中「理化学研究所」を「当該登録施設利用促進機関が業務を行う特定先端大型研究施設の設置者」に改める。

第八条の表以外の部分中「特定放射光施設」の下に「及び特定中性子線施設」を加え、同条の表特定放射光施設の項中「五十人」を「五十六人」に改め、同項の次に次のように加える。

特定中性子線施設	一　研究実施相談者	十人（常勤の者に限る。）
	二　安全管理者	一人（常勤の者に限る。）